

輸出承認申請書（様式はダウンロードできます。2ページ目が裏面になるように両面コピーをしてください。）

◇記載要領

1 通 則

- (1) 輸出承認申請書の作成は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定に基づく同令別表第2の36、37又は43の貨物の輸出をする場合に行う（輸出契約の中の該当する品目に限り行う。）。
- (2) 輸出承認申請書の記載事項が多い場合は、別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出承認申請書の裏面に貼付する。

2 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

- (1) 申請者欄に記名する当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとする。
- (2) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名する。

- 例 (イ) ○○代理
○○株式会社
代表取締役 何 某
- (ロ) on behalf of (principal's name)
(Agent's name)

3 「買主名」の欄

契約書に記載されている輸出の相手方の名称・住所を記載することとする。なお、買主と支払人がそれぞれ異なる場合は、同欄に当該支払人を併記する。

4 「荷受人」の欄

契約書に記載されている荷受人の名称・住所を記載する。ただし、買主と同一である場合には、「買主と同じ」と記載する。住所欄も同様とする。

5 「仕向地」の欄

輸出貨物の最終陸揚港の属する国又は地域を記載する。

(注)台湾の英語表記の場合は、TAIWAN とすること。

6 「経由地」の欄

貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

(例) (1)仕向地に直送される場合。

Direct又は仕向地の国若しくは地域名

(2) 積み替えられる場合

積み替えられる国又は地域名

なお、数回積み替えられる場合は、積み替え順どおり列記する。

また、陸揚げされた後、陸送されるときは、次の例による。（仕向地が

Swissであって、Genovaで陸揚げされZurichへ陸送されるとき）

Switzerland Via Italy

7 「商品名」の欄

商品名は、一般的な名称を日本語又は英語で記載し、学名を括弧書きで併記する。

8 「型及び等級」の欄

記載不要とする。

9 「輸出貿易管理令」の欄

別表第2貨物番号の欄には、ワシントン条約に係る貨物の場合は36を、ワシントン条約及び種の保存法の両方に係る貨物の場合は37を、国宝、文化財等の両方に係る貨物の場合は43と記載する。

10 「数量」の欄

契約書に記載されている規制貨物の数量を記載する。

11 「価額」の欄

(1)「単価」欄には、斜線をひき、記載不要とする。

(2)「総額」欄及び「総額」欄の「計」欄には、斜線をひき、記載不要とする。

12 「数量及び総額の増加の記入」の欄

×印を記入する。